



新生活がスタートする季節です！ ～春に注意したい消費者トラブル～

春は、進学や就職、転勤などによって新たな生活が始まる季節です。このタイミングでは、消費者トラブルに巻き込まれるリスクが高まることもあります。特に、新生活に関わる「賃貸住宅」や「引っ越し」に関するトラブルについて、注意が必要です。



賃貸住宅に関する消費者トラブル



事例1

マンションを退去後、「入居前から存在していたフローリングの傷の修繕費」「壁紙の張替え」「網戸の交換費用」など、明らかに通常の使用と関係がない費用を請求された。

事例2

マンション退去後に送られてきた原状回復費用の請求書には、水道蛇口の交換費用が含まれていた。入居時から不具合があったと伝えたと、証拠がないと言われた。



貸借契約の内容をよく確認してトラブルを防ぎましょう！

契約時

契約書類の内容や物件の現状をよく確認しましょう！

- ・修繕に関する事項、退去の際の費用負担に関する事項など必ず確認しておきましょう。
- ・入居前からあったキズや汚れは写真を撮っておくとトラブル防止につながります。

入居中

契約内容に合った使用をし、トラブルが起きたらすぐに貸主に相談しましょう！

- ・雨漏りやトイレの水漏れなどのトラブルが発生したら、すぐに貸主に相談しましょう。
- ・あくまで借りているものであることを忘れずに！

退去時

精算内容をよく確認し、納得できない点は説明を求めましょう！

- ・国土交通省が定めている「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」を参考に、入居時の写真などをもとに貸主と話し合しましょう。



退去時、借主には原状回復の義務があります。原状回復とは、故意や過失によって生じた傷や汚れを修復することを指します。ただし、通常の使用によって生じた傷や汚れについては、借主が負担する義務はありません。また、契約書に記載されていない費用を負担する必要もありません。

困ったときはご相談ください

大津市消費生活センター

077-528-2662 (平日9時～17時)

消費者ホットライン 188(い・や・や)



大津市観光キャラクター
おおつ光くん



引っ越し直後の勧誘や不用品回収のトラブルに注意！

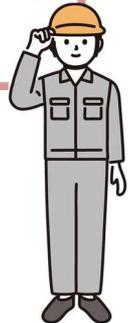
引っ越し直後は、訪問販売や不用品回収サービスによる消費者トラブルが起きやすいため注意が必要です。訪問販売業者がタイミングを狙い高価な商品を購入するよう促したり、「安価」をうたう不用品回収サービスから追加料金を請求されるケースがあります。引っ越し後の忙しさや新しい環境への対応で判断が鈍ることがあるため、契約内容の確認や冷静な対応を心がけましょう。

事例1

引っ越し当日に管理会社から紹介されたという事業者を訪ねられ、水回りの配管メンテナンスの契約をしたが、後日管理会社に確認したらウソだった。



- ・管理会社の紹介などと説明されても、事業者の話だけを信じて契約するのはやめましょう。
- ・その場ですぐ契約せず、不審な点は確認しましょう。
- ・不要な契約であればきっぱり断りましょう。



事例2

引っ越しに伴い、不用品を回収してもらおうとインターネットで見つけた回収業者に安価なプランを申し込んだはずが、作業終了後に高額な料金を請求された。



- ・当日は作業前に改めて料金や作業内容を確認し、納得できない場合はきっぱり断りましょう。
- ・作業中や作業終了後に、事前に聞いていない高額な料金を請求された場合は、後日納得した金額で支払う意思表示をし、その場での支払いは断りましょう。
- ・市のごみの排出ルールを確認して、正しい方法で処分しましょう。

『引っ越しサービス』をめぐっても注意が必要です

「引っ越し後に届いた請求書の金額が見積もり時より数万円以上高くなっていった」「引っ越し作業後、家具に傷ができていた」など、引っ越しサービスをめぐるトラブルにも注意が必要です。

作業を依頼する際は、複数の引っ越し業者から見積もりを取り、金額やサービス内容を比較して検討しましょう。また、条件をしっかりと確認し、疑問点があれば積極的に問い合わせを行うことが重要です。さらに、トラブル発生時の対応方法について事前に確認しておくとうれしいです。



新生活は期待と不安が入り混じるものです。

事前準備と慎重な対応を心がけ、

気持ちよく新しいスタートを切りましょう！